

清水唯教（柳沢）さんは、平成25年頃、古くなってきた土蔵を壊して駐車場にするか直すか悩んだそうです。

直すことを決意した決め手は、子どもの頃、親や祖父から聞いた土蔵の話しを思い出したからだといいます。

「この土蔵は、左官職人に頼まず親戚や近所の人に頼んで造った。作業のたびに、飲食物を用意したりと大変だったと聞いた。沢山の人に協力してもらったものを残さないと気の毒だと思った」と話してくれました。

息子の英樹さんは「父親から直すと聞いて最初は驚いたが、心残りになってはいけな」と思い賛成をした。昔からある鍔絵とは別に、新しい鍔絵を描いてもらうことになって他の家の土蔵を気にして見るようになった。作業をしている様子もみたが、絵を描く



原村の土蔵を彩る鍔絵

まてのくら展示室内



土蔵の西側と唯教さん

龍樹さんが描いた松と鷹

ように鍔絵を使って作業をしていて驚いた」と話してくれました。

孫の龍樹さんは「左官職人に鍔絵の画を描いたらどうだと言われて図書館へ行って絵を探した。完成してからは、近所の人が見に来たり村のパンプレットを片手に見に来る人がいて驚いた。新しく建てることはいないが、修理して残るのであれば残していきたい」と話してくれました。

清水正美さん（柳沢）は、今年土蔵を取り壊しました。その際、本人の意向で龍の鍔絵は壊さずに保管することになりました。

取り壊した土蔵は使わなくなったこと、隣接していた住居が、雨漏りや耐震の心配があったため一緒に取り壊すことを決めたそうです。

現在お住いの住居にも、土蔵が隣接しています。

清水さんは「昔は、食べ物や大切なものを入れていたが、今では物置になってしまった。全て取り壊してしまうのはばちが当たると思い、1つは残した。

鍔絵は、幼いころから珍しい絵だと言われていたので記念に残して残った土蔵の壁に飾ろうと思っていた」と話してくれました。

甥の伊藤栄治さんは「昔の物はだんだん減っていった

村内には、歴史を感じる民家がまだ数多く残っています。

その敷地には土蔵が建造されているところが多く見受けられます。村に昔からある民家の特徴として、八ヶ岳を東に、北には母屋があり、その前には池・土蔵が建てられていることが一般的です。

これは、八ヶ岳の傾斜に沿って敷地への出入りのしやすさなどを考慮したためだと考えられます。

「土蔵」には「鍔絵」と呼ぶ、左官職人が壁などを塗るときに使う「鍔」を使い、漆喰を盛り上げて造る精細で色鮮やかな絵や文字が描かれており見る人を魅了します。

村は、平成27年に「日本でも美しい村」連合に加盟しました。連合に登録されている資源の一つに「鍔絵」があります。

村に残る古き良き文化を引き継ぐ人と、新しい形で残す人、造る人にお話を伺いました。



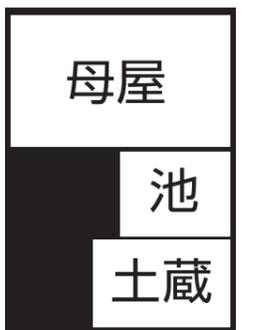
取り壊した蔵に飾られていた「龍」と「寿」



様々な形をした鍔



まてのくらの鍔絵「宝づくし」



村特有の民家の立地図

4

11月は児童虐待防止推進月間です

～小さな命に待ったなし～

毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め、児童虐待の意識啓発を行っています。

児童虐待とは、保護者が18歳未満の子どもに行う不適切でうまくいっていない養育で、身体的虐待・ネグレクト(保護の放棄)・心理的虐待・性的虐待があります。しつけを理由とする親から子どもへの暴力や子どもの人格を傷つける暴言、子どもの前で夫婦喧嘩(DV)をすることも虐待になり、子どもの脳や心の成長に悪影響を与えます。親の側に余裕のないことも引き金になります。

一呼吸つく、子どもの安全を確保してからその場を少しは離れるなど、気持ちが落ち着いてから子どもと向き合うようにしましょう。

一人で育児の負担を抱え込まず、家族に分担してもらったり、様々な育児サービスを利用したりしましょう。育児サービスについては、子ども課子育て支援係へお声がけください。

こんなときにはすぐお電話ください。



子どもを虐待から守るため、虐待を受けたと思われる子どもがいいたら、迷わず連絡してください。

4月から「子ども課」設置により、相談体制が手厚くなりました。こぼしたい一言から深刻なお悩みまで、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

子ども課子育て支援係
 ☎ 78-4430

諏訪児童相談所
 ☎ 52-0056

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン
 ☎ 026-219-2413

原村で左官職人をしている人形金喜さん(中新田)は、鏝絵は手掛けず土蔵や住居のタイル張りなどを行っているそうです。

「昔の人は、蔵の中に米や漬物、着物、お金を入れていた。30年ほど前までは、原村でもタイル張りの仕事や蔵の仕事も沢山あった。1年半程京都へ住み込みで作業をしたこともある。」

ある時テレビの取材で、鏝絵を造ってくれと依頼を受けて造ったことがある。技術は、職業訓練校で学んだ事があったため、やってみるかと思いつき取り組んでみた。せっかくだから、取材の後には自宅の作業所に飾っている。

「鏝絵」や「土蔵」は残っていたほうがいい文化ではあると思うが、今は住居に土壁やタイルを使う人が減ったし土蔵を残すよりも新家を建てるなど違う土地の使い方が増



人形さんが造った大黒様



人形金喜さん

えてきている。需要がないから、職人になる人も減って鏝絵を扱う職人は貴重だ」と話してくれました。

茅野市で左官職人をしている下平武さんは、原村の「まてのくら」建築やジュニア教室にもご協力をいただいています。

村内にも、下平さんが手掛けた土蔵や鏝絵などが多く存在します。

下平さんは「左官職人の仕事は、土蔵だけでなく住居の土壁や玄関・キッチン・お風呂などにタイルを張ることもある。しかし、近年ではユニットバスなどを選択する人が多く需要は減ってきた。

大きなものを作るときには、職人みんなで協力して作業をする。長野市に長い期間毎日通って作業をしたときは大変だった。高いところへ登ったり、重いものを持つ、壁に塗る材料の調査がうまくいかないと、水分が残らずすぎていたり乾きすぎてしまい次の作業に支障が出る。

大変な分、完成したときの



下平武さん

達成感や綺麗にできて良かったなと思える仕事だ」と話してくれました。

武さんの息子の悟さんは、鏝絵を扱う数少ない職人として活躍されています。

冬場には自宅で様々な絵柄の鏝絵に挑戦し、自分の技術を磨いています。



まてのくらの鏝絵「宝づくし」を造る悟さん

文化財係には村内を調査した報告書や道端から見ることが出来るガイドブックがあります。ぜひ、手に取って原村の鏝絵のある街並みをご覧ください。

問 生涯学習課 文化財係 ☎79-7930

※個人のご自宅のため、敷地に入る際には家人の許可を取ってください。

勤務時間その他の勤務条件に関すること

①勤務時間、休憩・休息時間の状況(標準的なもの)

本 庁			
勤務時間		休憩・休息時間	閉庁日
始業時刻	終業時刻		
午前 8時30分	午後 5時15分	休憩 正午から 午後1時まで	・土曜日 ・日曜日 ・祝日法に規定する休日 ・12月29日～翌年1月3日
		休息 なし	

②年次有給休暇の取得状況(平成30年1月1日～12月31日)

概要	平均取得日数	備考
1年につき20日付与 ※翌年に繰り越し可能(最大20日)	9.7日	年間を通して在職した正規職員の平均です。

分限及び懲戒処分の状況(平成30年度)

分限処分 1件(休職1人)

懲戒処分 (単位:人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告(注1)
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	1	1	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	0	1	0
合計	0	1	0	1	2	1

(注1)懲戒処分にはあらず、法的効果をなんらもたらすものではないが、職員職務上の義務違反等に対し、その責任を確認し、将来を戒める行為をいう。

研修及び人事評価の状況(平成30年度)

- 研修の状況
- 研修内容/新規採用職員研修、法制執務研修、政策法務研修、女性職員研修ほか
- 受講者数/延べ89人参加
- 人事評価の状況
- 能力評価 1回(基準日:9月30日)
- 業績評価 2回(基準日:9月30日、3月31日)

職員の福利厚生状況(平成30年度)

- 福利厚生制度の状況
- 市町村職員共済組合事業
保険加入、脱退手続き等
 - 職員安全衛生事業
定期健康診断 受診実人員 164人(臨時・嘱託職員含む)
メンタルヘルス対応 相談事業の実施 19件
 - 職員互助会補助事業
職員福利厚生事業補助金365,000円(平成30年度実績)
- 公務災害補償制度の状況
- 災害件数 2件
- 利益の保護の状況
- 不利益処分に関する不服申し立てに係る書類の交付件数 0件

特別職の報酬等の状況

平成30年度支給割合

区分	職名	月額	
給料	村 長	703,000円	期末手当 3.35月分 (加算内容) 報酬月額×1.25×1.15
	副村長	588,000円	
	教育長	516,000円	
報酬	議 長	259,000円	
	副議長	201,000円	
	議 員	183,000円	

職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

30年度支給割合	期末手当2.6月 勤勉手当1.85月
加算措置の状況	職務の等級による加算措置 有

②退職手当(平成31年4月1日現在)

区 分	自己都合	応募認定・定年
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職の特例措置 (2%～45%)	

③特殊勤務手当(平成30年度普通会計)

手当の名称(対象業務)	平均支給年額
滞納処分手当(差押え等) 村税等滞納整理手当	3千円/人

④時間外勤務手当(各年度普通会計)

区 分	支給実績	平均支給年額
29年度決算	13,693千円	147千円/人
30年度決算	10,132千円	107千円/人

⑤その他の手当(平成30年度)

手当名	内容と単価	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族区分に応じ 1人当たり6,500円～ 10,000円の範囲で支給	同
住居手当	賃貸住宅に暮らす職員 へ上限27,000円の範囲 で支給	同
通勤手当	通勤距離に応じて 2,700円～24,000円 の範囲で支給	異

公平委員会の報告事項

- 勤務条件に関する措置の要求状況 0件
- 不利益処分に関する不服申し立ての状況 0件

村の職員数や給与などの状況を公表します

統括

①人件費(平成30年度普通会計決算)(注1)

人口(H31.1.1)	歳出額 A	人件費額 B	人件比率(B/A)
8,003人	4,553,205千円	726,358千円	16.0%

②職員給与費(平成31年度一般会計予算)(注2、3)

職員数 A	給与費			人件費 B	1人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当		
93人	317,357千円	37,649千円	125,782千円	480,788千円	5,170千円

③ラスパイレス指数(各年4月1日現在)(注4)

平成30年度	平成29年度	平成28年度
90.3	90.5	91.9

(注1)人件費額には、特別職に支給される報酬等も含まれます。
(注2)職員手当には退職手当は含まれません。
(注3)給与費は当初予算に計上された額です。
(注4)「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

職員数

職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	事務職等	保健師	保育士	栄養士	医師	看護師	その他	合計
職員数	77人	4人	15人	3人	1人	3人	4人	107人

(注)その他とは、派遣職員(諏訪広域連合・原村社会福祉協議会・後期高齢者医療広域連合)です。

一般行政職の級別職員数の状況

一般行政職の級別職員数(平成31年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事の職務	16人	22.9%
2級	主任の職務	13人	18.6%
3級	主査の職務	11人	15.7%
4級	係長の職務	13人	18.6%
5級	主幹の職務	7人	10.0%
6級	課長・副参事の職務	8人	11.4%
7級	参事の職務	2人	2.9%

(注1)「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
(注2)一般行政職員の職員数であり、税・福祉等の職員は含まれません。
(注3)構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

一般行政職の級別職員数の状況

①職員の平均年齢・平均給料月額

区 分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	40.8歳	293,617円

(注)「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	42.1歳	291,967円

②職員の初任給(平成31年4月1日現在)

区 分	初任給	
一般行政職	大学卒	180,700円
	短大卒	161,300円
	高校卒	148,600円

③経年数別・学歴別平均給料月額

区 分	7～10年	10～15年	15～20年	
一般行政職	大学卒	221,480円	256,143円	292,867円
	高校卒	該当なし	229,700円	該当なし

第35回 原村統計グラフコンクール

小・中学生の力作をご覧ください!

第35回原村統計グラフコンクールには、小中学生14名から12作品の応募がありました。8月の審査会では、村長、教育長及び小中学校の先生方が、グラフの適格性やデザイン性等を基準に審査し、入賞作品を決定しました。作品は現代的なテーマを取り上げたものが多くみられ、調査対象の意識や実態を知る統計資料として大変興味深いとの講評がありました。コンクールは来年も開催予定ですので、皆さんからのご応募をお待ちしています。コンクールは来年も開催予定ですので、皆さんのご応募をお待ちしています。

問 総務課 企画振興係 ☎79-7942 (直通)

審査結果



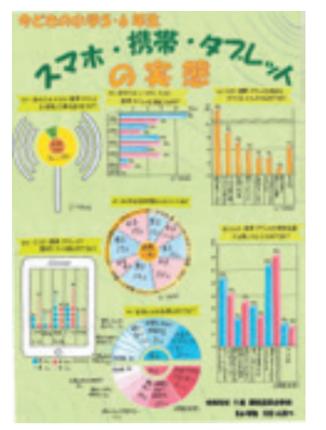
第1部 **金賞**

「みんなのこと知りたいランキング」
田中 惺三郎 さん (原小2年)



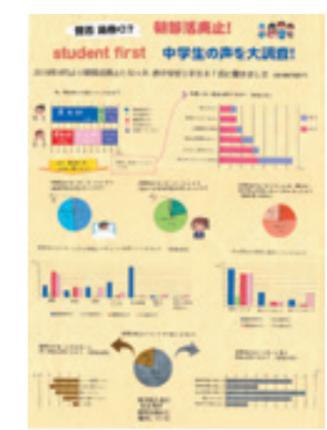
第2部 **金賞**

「YOUはYouTube 見てる?」
藤 優希 さん (原小4年)



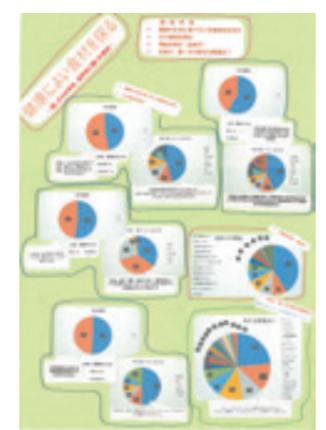
第3部 **金賞**

「今どきの小学5・6年生
スマホ・携帯・タブレットの実態」
吉田 菜月 さん (原中6年)
吉田 健広 さん (原小5年)



第4部 **金賞**

「賛否渦巻く!?朝部活廃止! Student first 中学生の声を大調査!」
長濱 愛里咲 さん (原中2年)
長濱 優陽 さん (原小4年)



パソコン
統計グラフの部 **金賞**

「健康によい食材を探る
～原っ子の中学年・高学年に聞いた食材～」
篠崎 和海 さん (原小6年)

銀賞

第3部: 佐藤 琢音 さん (原小5年)
第4部: 田中 さくら さん (原中3年)

銅賞

第3部: 山本 瑚七 さん (原小6年)
第4部: 加藤 ひより さん (原中3年)

努力賞

第3部: 岡部 きら さん (原小6年)



みんなで築こう人権の世紀



～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう違いを認め合う心～

問 住民財務課 住民係 ☎79-7927 (直通)

「人権の花」運動

この運動は、児童が協力し合って花を育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを学び、生命の尊さを実感する中で人権の大切さと豊かな心の養うことを目的としています。諏訪地域の4校の中に原小学校が選ばれました。

4月24日に受け取った花の種を、花壇とプランターで一斉懸命育てました。10月2日には「人権の花」を囲む会が開催され、それぞれの児童が苦労したことや大変だったことなどを発表しました。小学校の玄関にも児童が育てた花が、きれいに咲いています。



カラフルに咲いた人権の花と5年1組の児童

「第71回人権週間」のお知らせ

毎年12月4日から10日までは

「人権週間」です。

昭和23年12月10日に国際連合の第3回総会において「世界人権宣言」が採択されたのを記念して、毎年12月10日を「人権デー」と定め、世界各地で人権に関する様々な活動が行われております。この人権週間行事の一環として、諏訪人権擁護委員協議会では次のとおり「特設人権相談所」を開設いたします。

相談所開設日 12/4 (水)

時間 午前10時30分～午後3時30分 (予約不要)
場所 原村中央公民館
※ほかの市町村の会場でも相談可能です。

相談内容

「いじめ」・「体罰」・「不登校」・「虐待」など子どもの人権に関わる問題「セクハラ」・「ストーカー」・「虐待」・「性的差別」など女性の人権に関わる問題「親子間」・「親族間」などのトラブル「土地の境界」など近隣とのトラブル、その他、毎日の暮らしの中で悩んでいることなど、何でもご相談ください。相談は無料で、秘密は堅く守ります。予約の必要はありませんので、お気軽にお出かけください。